

「旧松崎旅籠油屋」指定管理者の決定について

令和7年9月議会において、議案第49号旧松崎旅籠油屋の指定管理者の指定について議決された。これを受けて、「旧松崎旅籠油屋」の指定管理事業者として決定されたことをここに公表する。

1. 指定管理者事業者名称

アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社

代表取締役 金子和斗志

佐賀県伊万里市新天町722番地5

2. 理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が得られたため

3. 指定管理者として指定する期間

令和7年10月1日から令和12年3月31日まで